

第5節 障害のある人が自立した生活を営む環境をつくる

現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で生活を営んでいくためには、必要なサービスが受けられ、持てる能力を發揮し、自立した生活を営むことのできる環境づくりが必要です。このようなノーマライゼーションの実現には、生活の障壁(バリア)を取り除くことはもとより、地域住民の心のバリアを解消することが不可欠です。

本市においては、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加傾向にあるなど障害者福祉サービスのニーズは拡大傾向にあります。

また、国においては、平成18年4月から施行された障害者自立支援法の成立により、障害者福祉サービスの提供主体が市町村に一元化されるとともに、どの障害の人も共通のサービスを地域において利用できるようになり、今後ますます障害のある人とない人が共に生きる地域社会の実現が強く求められています。また、同法の施行後、自己負担制や報酬基準の改正により、施設や障害者から負担のあり方についての対応への強い要請が行われています。

今後とも「城陽市障害者計画」の内容を推進するとともに、地域住民、NPO・ボランティア、事業者、行政が地域全体でノーマライゼーションの社会を形成していく取り組みが必要です。また、民間事業者との連携をより強化し、就労支援を進めるなど障害者の社会参加を進めていくことが課題となっています。

基本方針

障害のある人とない人が共に生きる地域社会の実現をめざします。

障害のある人が持てる能力を發揮し、積極的に社会参加することにより、地域で自立できる生活の実現をめざします。

障害者のニーズにあった住宅および施設サービスの充実をめざします。

まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の	10年後の	めざすべき
				目標	目標	
障害者支援関係の団体数	障害者を支援する市民団体、NPOなどの団体数	団体	7 (H18)	12	15	
障害の自立に向けた対象者数	グループホーム、自立訓練、就労移行、就労継続支援の給付対象者数	人	59 (H18)	186	186	

主な施策の展開

(1) 在宅サービス等の充実

障害のある人の日常行動と居宅生活を支援するため、障害者の総合相談システム体制の再構築や自己負担の軽減などの公的支援とあわせて、NPOやボランティアなどによる支援活動の充実に努めます。

(2) 施設サービスの充実

障害のある人のニーズを見極めながら、各種施設サービスの充実と運営支援を行います。

(3) 生活の安定と自立の支援

障害のある人の生活の安定と自立支援を図るため、経済的支援の充実や就労の促進に努めます。また、住環境の整備や交流の場となる各種行事を開催し社会参加を促進します。

市民まちづくりワークショップからの提言

市民の役割(例示)

ノーマライゼーションの理念を理解する。

ボランティア活動などに積極的に取り組み、障害のある人への理解を深める。

企業などは、障害のある人の持てる能力を活用して、積極的に雇用する。

【用語説明】

ノーマライゼーション：高齢者も障害者もすべての人々が、家庭や地域社会で、共に生活していける社会が通常社会であるという考え方。